

平成19年第3回定例会

斑鳩町議会会議録

平成19年6月22日

午前9時40分 開議

於 斑鳩町議会議場

1, 出席議員 (15名)

1番	宮崎和彦	2番	小林誠
3番	中川靖広	4番	吉野俊明
5番	伴吉晴	6番	紀良治
7番	嶋田善行	8番	西谷剛周
9番	中西和夫	10番	浦野圭司
11番	飯高昭二	12番	辻善次
13番	里川宜志子	14番	木澤正男
15番	木田守彦		

1, 欠席議員 (0名)

1, 出席した議会事務局職員

議会事務局長 藤原伸宏 係 長 峯川敏明

1, 地方自治法第121条による出席者

町長	小城利重	副町長	芳村是
教育長	栗本裕美	会計管理者	浦口隆
総務部長	池田善紀	総務課長	清水建也
総務課参事	吉田昌敬	企画財政課長	西巻昭男
税務課長	山崎善之	住民生活部長	西本喜一
福祉課長	西川肇	健康推進課長	植村俊彦
環境対策課長	乾善亮	住民課長	清水昭雄

都市建設部長	藤本宗司	建設課長	加藤保幸
観光産業課長	佃田真規	都市整備課長	藤川岳志
都市整備課参事	今西弘至	教委総務課長	野崎一也
生涯学習課長	清水修一	上下水道部長	谷口裕司
上水道課長	植嶋滋継		

1, 議事日程

日程 1. 建設水道常任委員長報告について

日程 2. 厚生常任委員長報告について

日程 3. 総務常任委員長報告について

日程 4. 予算常任委員長報告について

日程 5. 各常任委員会の閉会中の継続審査について

日程 6. 議会運営委員会の閉会中の継続審査について

追加日程 1. 議案第27号 斑鳩町（仮称）総合福祉会館機械設備工事請負契約
の締結について

追加日程 2. 議案第28号 斑鳩町（仮称）総合福祉会館電気設備工事請負契約
の締結について

追加日程 3. 選挙第2号 奈良県後期高齢者医療広域連合議会議員の選挙につい
て

追加日程 4. 発議第6号 森林の整備、林業・林産業の振興に関する意見書につい
て

1, 本日の会議に付した事件

議事日程に同じ

(午前9時40分 開議)

○議長（中川靖広君） おはようございます。

ただいまの出席議員は15名で、全員出席であります。よってこれより本会議を再開し、直ちに本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、開会初日に決定したとおりであります。これに従い議事を進めてまいります。

日程1、建設水道常任委員長報告について、建設水道常任委員長の審査結果報告を求めます。11番、飯高委員長。

○建設水道常任委員長（飯高昭二君） 皆さん、おはようございます。

それでは、建設水道常任委員会の審査結果についてご報告をいたします。

本定例会初日に本会議から付託を受けました議案等の審査を行うため、6月15日、全委員出席のもと委員会を開会いたしました。その審査の概要と結果についてご報告をいたします。

まず初めに、本会議からの付託議案であります（3）認定第1号 平成18年度斑鳩町水道事業会計決算の認定についてを議題とし、最初に辰巳代表監査委員様から、決算審査意見書に基づく報告を受けました。

その内容は、審査に付された平成18年度斑鳩町水道事業会計決算書類は、関係法令に準拠して作成されており、当事業年度の経営成績及び当年度末の財政状態を適正に表示されていると判断出来るとの報告がありました。また、当年度の決算は、前年度のような好業績ではないが、売上高純利益率が5%とまずまずの決算で、その結果通常の経営状態となっているとの報告がありました。

その一方、検討すべき点として、今後の水道事業経営については、将来長期にわたって住民に安価で良質の水を供給し続けるための布石を絶えず打っておくこと。また、安定した利益と長期的企業維持により、現行価格維持で供給し、あるいは価格引き下げまでも視野に入れた事業運営、経営理念等についてのご意見がありました。

監査委員の報告の後、各委員に質疑を求めたところ、別段質疑はありませんでした。

続いて、理事者より、平成18年度斑鳩町水道事業会計決算の説明を受けました。

その内容は、1つ目に、業務執行状況では、契約件数が前年度より85件増加し1万73件となった。一方、年間総給水量は、前年度と比較して8万7,662立米減の329万5,485立米となり、年々減少傾向にある。また、有収率については、95.

6%と昨年度と比較して1.6ポイント上昇、漏水調査や配水管整備促進により効果を出している。

2つ目に、建設改良費では、配水設備で老朽管の更新事業等で4,054メートルの工事を行い、石綿管の更新では1,551メートル実施。

3つ目に、財政状況として、営業収支は8,667万6,217円の営業利益となり、営業費用は6億5,630万7,409円。その結果、当年度の純利益3,707万321円となった。

まとめといたしまして、契約件数が増加しているものの、ライフスタイルの変化や節水型水使用機器の普及等により水需要が減少傾向の中、住民の安全安心を守るため、石綿管や経年塩ビ管の更新に努め、住民生活に欠くことの出来ない清浄な水道水の安定供給に努めたとの報告がありました。

これに対しまして、委員より、経年塩ビ管及び石綿管の改良工事の進捗状況について、不能欠損及び過年度分未収金の状況における不明分について、自己水と県水の割合における給水原価について、企業債の借り入れにおける利率について等の質疑があり、理事者より一定の答弁がなされています。

次に、(1)議案第24号 平成19年度JR法隆寺駅前南口広場整備工事請負契約の締結について、理事者の説明を受けた後、委員より、歩道と車道、また駅前広場との取り合いの段差について、タクシーとマイカーの車の流れ及び車の通るスペースについて、広場内の照明の設定並びに照度基準について等の質疑があり、理事者より一定の答弁がなされております。

質疑を終結し、取りまとめのため暫時休憩。再開の後、委員より議案第24号について討論の申し出があり、初めに本案を可決することに反対の委員の意見を求めたところ、委員より、全体として、最初に駅前の整備計画の前に道路計画をすべきである。都市計画決定をし、動線を確保する。そのことが結果として、将来的に道路としてつながるのは都市計画決定する以外にないと考える。駅前広場整備そのものに反対というより、駅周辺整備の手順についての順序が逆である。よって、本案に反対するとの意見がありました。

次に、賛成の意見を求めたところ、委員より、JR法隆寺駅周辺整備事業は、世界文化遺産をはじめとする本町の観光や公共交通の拠点として重要な役割を担い、斑鳩町の玄関にふさわしい駅づくりと人にやさしい駅づくりを基本理念に駅舎橋上化事業が完成

した。このことを受け、南口広場整備が南北自由通路と連携し、安全で快適な歩行者空間の確保と交通広場としての機能を確保するためには、JR法隆寺駅前南口広場整備工事は、緊急性の高い工事であります。その整備内容は、安全で快適な歩行空間を確保したゆとりある歩道が確保され、バス、タクシーなど交通公共機関の利用の利便性にも配慮され、駅利用者をはじめ地域住民の方々が安心して利用出来るものと期待いたします。よって、本案に賛成するとの意見がありました。

本案については、賛否両論であり、採決を行うこととし、本案を原案どおり可決することに賛成の委員の挙手をお願いしたところ、賛成多数であり、よって議案第24号は、当委員会として賛成多数で可決するものと決しました。

次に、(2)議案第25号 平成19年度斑鳩町公共下水道管渠築造工事請負契約の締結について理事者の説明を受けた後、委員より、工事中における車、自転車、歩行者に対する安全対策に関する質疑があり、理事者より一定の答弁がなされています。

本件についてお諮りをしたところ、満場一致で原案どおり可決すべきものと決しました。

次に、(4)陳情第1号 神南4丁目のマンション建設に関する陳情書について(その1)、(6)陳情第3号 神南4丁目のマンション建設に関する陳情書について(その2)を一括議題とし、初めに陳情書について事務局より朗読の後、ただいま議題となっている陳情書2件については、昨年6月議会より継続的に審議をしてきた経過があり、またその時の建設水道常任委員会の委員長は私が務めたところから、その経緯の内容について若干説明をさせていただきました。今回改めて陳情書が提出されたことから、町の方から、開発に係る事前協議の状況、建設計画の内容、現時点までの経緯について説明を受けた後、委員より、神南4丁目マンションの建設計画の概要についての質疑があり、理事者より一定の答弁がありました。詳細は割愛させていただきます。

ここで質疑を終結し、取りまとめのため暫時休憩。再開後、この陳情第1号、陳情第3号については、建設水道常任委員会として次のように取りまとめをいたしました。

神南4丁目マンション建設については、法令等の規制の範囲内で計画が進められているが、斑鳩町開発指導要綱第6条の規定にあるとおり、業者においては、今後も引き続き計画地周辺住民及び自治会と誠意を持って協議し、必要な事項について合意形成を図るよう町より指導していただくこととする。

平成19年6月15日

建設水道常任委員会

以上の内容で、その措置を行政側に求めるということをも本日の当委員会の結論とさせていただきます。

次に、（５）陳情第２号 「アトレ王寺」分譲マンション建設に関する陳情書についてを議題とし、初めに陳情書について事務局より朗読の後、町の方から、開発に係る事前協議の状況、建設計画の内容、現時点までの経緯について説明を受けた後、委員より意見があり、さきの陳情書と同様に色々とお相談した結果、建設水道常任委員会としては、次のように取りまとめをいたしました。

「アトレ王寺」分譲マンション建設については、法令等の規制の範囲内で建設が進められているが、斑鳩町開発指導要綱第６条の規定にあるとおり、業者においては、今後も引き続き周辺地域住民及び自治会と誠意を持って協議し、必要な事項について合意形成を図るよう町より指導していただくこととする。

平成１９年６月１５日

建設水道常任委員会

以上の内容でその措置を行政側に求めるということをも、本日の当委員会の結論とさせていただきます。

次に、（７）要請第１号 森林の整備、林業・林産業の振興に関する意見書について。

初めに、陳情書について事務局より朗読の後、委員より、採択すべきとの意見があり、取りまとめをした結果、本陳情書については、当委員会として採択すべきものとし、当委員会委員の連名で意見書の提案の確認をいたしました。

本件については、全委員の連名で議会最終日に意見書の提案をすることとし、当委員会として採択すべきものとしたしました。

次に、各課報告事項について。

（１）斑鳩町町営住宅入居者決定のための抽選結果について担当課より説明を受けましたところ、この件については質疑はありませんでした。

（２）斑鳩町観光自動車駐車場に係る指定管理者事業報告について担当課より説明を受けましたところ、この件についても質疑はありませんでした。

（３）斑鳩の里観光案内所に係る指定管理者事業報告について担当課より説明を受けましたところ、委員より、iセンターの入場者数とホールの使用状況について等の質疑があり、理事者より一定の答弁がなされております。

(4) 都市計画道路の整備促進に関することについて、1つ、いかるがパークウェイについて、2つ、法隆寺線について、担当課より説明を受けた後、委員より、パークウェイでは、周辺地域の土地利用と地区計画について、設計交通量と将来の道路計画等について質疑があり、また法隆寺線では、樹木等の管理監督についての要望があり、理事者より一定の答弁がなされております。

(5) J R 法隆寺駅周辺整備事業に関することについて担当課より説明を受けた後、委員より、シェルター（屋根付待合所）の構造と照明について、防犯カメラの考え方及びエスカレーターの案内表示について、モニュメントの時計について、また桜の木をモニュメントにしてはどうかとの要望があり、理事者より一定の答弁がなされている。

(6) 公共下水道について理事者より報告を求めたところ、平成19年度の工事予定は22工区で、路線延長が約8,700メートルとなっている。その内容は、龍田西污水幹線工事及び神南污水幹線工事については、現在、立坑築造工事に着手している。次に、龍田西3丁目地内については、住民説明会を終え、順次着手していく予定。次に、興留7丁目の19工区－3工事については、J R 法隆寺駅前北口広場工事に合せて下水道管渠工事の入札準備を進めている。

次に、公共下水道接続申請状況は、平成19年5月31日現在で、確認申請受付件数が1,344件、検査済み件数が1,284件、また融資あっせん利用件数が25件、浄化槽雨水貯留施設転用申請件数が15件となっている。なお、公共下水道普及率は、現在約25%となっている。委員より、流域下水道事業建設負担金及び汚水の処理料金について、J R 法隆寺駅前北口の軌道近接工事について等の質疑があり、理事者より一定の答弁がなされております。

以上が、開会中におけます審査の概要と結果であります。詳細につきましては、会議録に整理をさせていただいておりますので、ご覧いただきますようお願い申し上げます。

最後に、当委員会として、継続審査事案についての取り扱いについて確認をいたしました。その内容は、先ほど、都市整備課から、都市計画道路の整備促進に関することについてとJ R 法隆寺駅周辺整備事業に関することについての報告がありました。また、下水道課からは、公共下水道事業に関することについての報告がありました。この3件の報告事項については、これまで建設水道常任委員会と都市基盤整備特別委員会における継続審査案件として審査してまいりましたが、都市基盤整備特別委員会については、今年度よりその所管事項を当建設水道常任委員会に統合いたしましたので、当委員会と

して、これら3件の事項について、これまでと同様に継続審査案件とし、閉会中の委員会においても審議をしまいたします。今後、「都市基盤整備事業に関すること」として、継続審査事案として取り扱いをしてまいります。閉会中も引き続き調査を要するものと決定し、議長に申し入れております。

以上で、建設水道常任委員会委員長報告を終わらせていただきます。ご清聴ありがとうございました。

○議長（中川靖広君） 次に、日程2、厚生常任委員長報告について、厚生常任委員長の審査結果報告を求めます。13番、里川委員長。

○厚生常任委員長（里川宜志子君） 去る6月18日月曜日、全委員出席のもと委員会を開催させていただきましたので、その内容についての概要をご報告いたします。

当委員会では、本会議からの付託案件はございませんでした。報告事項という取り扱いをさせていただき、最終日に本会議に追加上程される予定である（仮称）総合福祉会館の機械設備並びに電気設備の工事の入札結果の報告を受け、質疑、意見を委員皆さんから受けることといたしました。

委員より、設計価格と予定価格の算出の仕方と公表についての質疑があり、設計価格については、プロポーザル方式で決定した業者が設計見積もりしたものを町がチェックし、入札担当者が現場の状況を踏まえ予定価格を見積もり、最終決定は町長が行うことになっている。設計価格については、公表しないものとする答弁されました。また、民民の受注価格と官民の受注価格の違いについてなどの質疑もあり、一定の答弁がされています。また、入札のやり直しで、以前と比較してどうかという質疑があり、同じ設計での再入札は出来ないため、多少の設計変更を行った結果、どちらも若干価格が上がっていると答弁されています。また、指名競争入札で、10社のうち、それぞれ8社と6社の辞退があったことについてはどういう理由があると考えているのかという質疑がされ、一定の資格を持つ技術者が必要だが、その有無によるものと、全国的に工事出来る業者が減少していることが考えられると答弁されました。また、給湯を中心とした燃料問題については、環境や効率化の観点からの答弁がされています。その他、メンテナンスについて、特にエレベーター関係の事故が多発していることについてなど、多数委員の皆さんからの質疑、ご意見があり、理事者から一定の答弁がされ、報告を受けたということで終わっております。

その後、この案件につきましては、改選前までの厚生常任委員会で、（仮称）総合福

社会館の整備についてという形で継続審査案件として手続をされていましたが、引き続き今後の建築の進捗管理や施設運営などの条例整備など協議を必要とすることから、改めて当委員会として閉会中も引き続き審査を要することとして、継続審査案件の取り扱いをさせていただくこととし、議長に申し出をしております。

また、報告の3番目といたしましては、障害者福祉計画についてを議題といたしました。

これにつきましては、昨年施行されております障害者自立支援法において、計画の策定が義務づけられており、サービス利用などを具体的にあらわすものとなっておりますが、冊子にしたものをかいつまんでの説明を受けましたが、当日配付をされ、十分に目を通すことが出来ないで、今後何かあればご意見をいただくということにいたしました。ただし、これまでに障害者基本法に基づく障害者福祉計画との関係についてはどうなっているのか、今後も2本立てとなるのか、町の考え方について質疑があり、双方の計画見直しの年度に合わせて1本化をしていくという考え方が示されました。

また、報告の4つ目としては、心身障害者ふれあいのつどい等について。

毎年、夏の行事として行われる福祉課所管の心身障害者ふれあいのつどい、1日里親、身体障害者ふれあいのつどいの予定が示され、今年も当委員会は職員と共にお手伝いをさせていただくことになっております。さらに、敬老会、愛と輝き夢フェスタの予定も示されました。

その他の報告事項としては、リフト付きマイクロバスの運行について、高速代、駐車料金と共に、100キロを超える走行の場合は、ガソリン代も出していただくことにしたということでした。

ここまでで、特に委員よりの質疑、意見もなく、続けてその他の項目について委員より質疑をお受けしてまいりました。

その他については、虹の家の作業所を建て直したいという希望を示されていることについて、合併などにより市制をしいた場合の建物などの扱いと市町村単独の場合の違いについて、学童保育における学力低下、体力低下などの対策についてなどの質疑があり、一定の理事者からの答弁がされています。

なお、さきに継続審査案件と決しました（仮称）総合福祉会館については、住民の皆さんの関心も強く、住民の皆さんのための運営が望まれますが、新人の議員さんも多いことから、県内の施設について7月中旬ごろに現地調査をすることを委員会として取り

まとめをいたしました。相手のあることですので、交渉が整い次第皆さんにご連絡をし、希望があれば、委員以外の参加もしていただけるようにと議長に申し出をし、委員会を終わらせていただきました。

以上が、開会中に開催をいたしました厚生常任委員会の概要です。詳細につきましては、会議録に整理をいたしますので、ご覧いただきますようお願い申し上げます。ご清聴ありがとうございました。

○議長（中川靖広君） 次に、日程3、総務常任委員長報告について、総務常任委員長の審査結果報告を求めます。9番、中西委員長。

○総務常任委員長（中西和夫君） それでは、総務常任委員会の審査結果についてのご報告をいたします。

本定例会初日に本会議から付託を受けました議案等の審査を行うため、6月19日午前9時より全委員出席のもと委員会を開会いたしました。その審査の概要と結果について報告いたします。

まず初めに、本会議からの付託議案であります議案第20号 斑鳩町町税条例の一部を改正する条例についてを議題とし、理事者より説明を受けた後、委員より質疑をお受けしたところ、特段の質疑もなく、本件についてお諮りしたところ、当委員会として満場一致で原案どおり可決すべきものと決しました。

次に、議案第21号 斑鳩町都市計画税条例の一部を改正する条例についてを議題とし、理事者より説明を受けた後、委員より質疑をお受けしたところ、特段の質疑もなく、本件についてお諮りしたところ、当委員会として満場一致で原案どおり可決すべきものと決しました。

次に、議案第26号 王寺周辺広域土地開発公社の解散についてを議題とし、理事者より解散に至る経緯、理由等について説明を受けました。委員から、広域的な女性センターの設置要望等についての質疑があり、理事者から、県に対して予算要望していることなど一定の答弁がなされております。また、委員から、斑鳩町独自の女性センター設置について調査研究していただきたいとの要望がありました。

本件についてお諮りしたところ、当委員会として満場一致で原案どおり可決すべきものと決しました。

次に、各課報告事項として、議案第22号 平成19年度斑鳩町一般会計補正予算（第3号）のうち当委員会に属するものについて理事者より報告がありました。

委員より、今回の補正にある国道25号線沿いの水路の用途廃止、売り払いについて、売り払い価格が坪10万円というのは適正価格と言えるのか、また余りにも低いのではないか、また実勢の取引事例は調査したのか等の質疑があり、理事者より、売り払い価格については、用途廃止財産の払い下げ価格を算定する基準に基づいて算定しており、今回においては取引事例がなく、固定資産税の評価額より算定していることなどの答弁がなされました。

次に、消防運営委員会の開催について理事者より報告があり、開催日時、委員会の目的、内容等について説明がありました。

次に、斑鳩町文化振興センター指定管理者の報告について理事者より報告があり、収支計算書、施設管理運営費の前年比較等についての説明、文化振興財団の指定管理者としての取り組みの効果として、自主事業収支比率の改善、施設管理運営費の経費節減、いかるがホール友の会会員数の向上など、一定の効果が出ていることなど説明、報告を受けました。

委員より、自主事業の縮小によって経費が減っているだけではないのか、議会から理事、評議員として入っていないので、町担当課として監督をしっかりといただきたいとの質疑、要望があり、理事者より一定の答弁がなされました。

また、奈良県出身の映画監督がカンヌ映画祭でグランプリをとられ、奈良市の100年会館や桜井市文化会館、大和郡山市の郡山城ホールなどでは先行上映会が開催されますが、いかるがホールにおいてもそういったタイムリーな企画立案をすることが、住民サービス、住民ニーズにこたえることである。ただ単に1年間の比較をして終わりではなく、その場その場で住民のニーズにこたえるような企画立案をしていただきたいとの意見、要望が出されました。

次に、平成18年度町税不能欠損処分について理事者より報告があり、委員から、収納が不可能なものは思い切って切り捨てていく必要があるのではないかとの意見や、差し押さえについての質疑があり、理事者より、滞納、差し押さえの件数、滞納額、内容等について一定の答弁がなされました。

次に、子ども模擬議会について、来る8月7日火曜日に開催することなど、その日程、内容について理事者より報告がありました。

次に、斑鳩町における歴史的史跡等の発掘調査、整備保存に関することについて理事者より報告があり、今日までの取り組みの概要等について説明がありました。

委員からは、藤ノ木の整備計画については、平成20年度完成予定であるが、国、県と協議して竣工が早まるのか、中宮寺跡の発掘調査について文化庁との協議がなされているのかなどの質疑があり、理事者より、藤ノ木の整備については計画どおりに進めていきたい。中宮寺跡については、文化庁と協議しているが、まだ内示が出ておらず、今後も努力していきたいなど一定の答弁がなされました。

また、安田家の古文書の進捗状況についての質疑があり、順調に進んでいるとの答弁がなされています。

なお、本件、斑鳩町における歴史的史跡等の発掘調査、整備保存に関することについては、継続審査案件として取り扱うことと決しました。

次に、その他の報告として、町民プールの開館について理事者から報告があり、来る7月1日から8月31日までの2カ月間開館することなどについて報告を受けました。

委員より、本件の報告の方法について、利用者数増加や健康増進のため水泳教室などの開催について、小中学校のプールの安全管理について、水不足の場合の対応等について意見質疑があり、理事者より、8月に水泳教室などを実施する予定をしている、小中学校のプールの点検内容について、水不足の場合は渇水対策委員会での状況により対応していくなどの答弁がありました。

次に、その他として、委員より、資料として配付した用途廃止財産の払い下げ価格を算定する基準についての説明依頼があり、理事者より一定の説明がなされています。

以上が、開会中におけます当委員会にかかわります審査の概要と結果であります。詳細につきましては、会議録に整理をさせていただいておりますので、ご覧いただきますようお願いを申し上げます。

以上で、総務常任委員会委員長報告を終わらせていただきます。ご清聴ありがとうございました。

○議長（中川靖広君） 次に、日程4、予算常任委員長報告について、予算常任委員長の審査結果報告を求めます。14番、木澤委員長。

○予算常任委員長（木澤正男君） それでは、予算常任委員会の審査結果について報告をいたします。

予算常任委員会は、本会議から付託されました議案等の審査を行うため、6月19日午後1時半より全委員出席のもと委員会を開催しました。その審査の概要と結果について報告いたします。

この予算常任委員会は、今期から初めて設置されたものであり、予算常任委員会の審議の方向性について冒頭で簡単に述べさせていただいた後審査に入りました。

まず初めに、本会議から付託を受けました議案第22号 平成19年度斑鳩町一般会計補正予算（第3号）については、296万8,000円の追加措置を行うというもので、担当課長より説明を受け、質疑をお受けしたところ、委員より、普通財産の売り払い金額について質疑があり、さきに行われた総務常任委員会でも報告、説明を受けたが、用途廃止財産の払い下げ価格を算定する基準について、単独利用される法定外公共物とはどのようなのが考えられるのか。また、法定外公共物の払い下げを受けられるのは、その法定外公共物に隣接した土地の所有者がほとんどであると考えられるので、その法定外公共物を自分のものにした場合、何らかのメリット・益があるため自分の所有物にしようとするのであり、基本的に減額する必要はないのではないかと。さらに、法定外公共物の機能を失っている場合として、借地権があったものとみなし減額出来るとあるが、基本的に法定外公共物及び無番地については、時効取得という概念はないので時効取得は成立しない。したがって、借地権も発生しないため、借地権があったとし減額すること自体間違いだと思ふ。以上のことから、町が示す用途廃止財産の払い下げ価格を算定する基準自体が不当なものだと思ふが、算定基準の見直しについてどう考えているのか。

さらに、測量、登記の際の代金負担についてなど質疑があり、理事者から、測量、登記にかかる経費は申請者負担である。また、算定基準の見直しについては、住民に説明出来るようわかりやすい算定基準にし、さらに里道、水路の用途廃止については、色々なパターンがあり、その都度判定をしていかなければならないので、それに対応出来る基準に見直してまいりたいと考えているとの答弁がなされました。

本件についてお諮りしたところ、当委員会としては満場一致で原案どおり可決すべきものといたしました。

次に、その他として委員より質疑をお受けしたところ、予算常任委員会の運営上のことも含め若干の質疑応答がございました。

以上が、当委員会における審査の概要と結果であります。詳細につきましては、会議録を整理いたしておりますので、ご覧いただきますようお願い申し上げます。

最後に、予算常任委員会は、予算に関する事務について所管しており、「予算補正を必要とする事務事業について」閉会中においても継続して審査を行うこととして議長に

申し入れておりますので、ご理解のほどよろしくお願いいたします。

以上をもちまして、予算常任委員会委員長報告を終わります。ご清聴ありがとうございました。

○議長（中川靖広君） 以上で各委員長の報告が終わりました。

これより、付議順序に従いまして表決を行ってまいります。

議案第20号 斑鳩町町税条例の一部を改正する条例についてをお諮りいたします。本案については、質疑、討論を省略し、委員長報告どおり可決することにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（中川靖広君） 異議なしと認めます。よって議案第20号については、満場一致で可決いたしました。

続いて、議案第21号 斑鳩町都市計画税条例の一部を改正する条例についてをお諮りいたします。本案については、質疑、討論を省略し、委員長報告どおり可決することにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（中川靖広君） 異議なしと認めます。よって議案第21号については、満場一致で可決いたしました。

続いて、議案第22号 平成19年度斑鳩町一般会計補正予算（第3号）についてをお諮りいたします。本案については、質疑、討論を省略し、委員長報告どおり可決することにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（中川靖広君） 異議なしと認めます。よって議案第22号については、満場一致で可決いたしました。

続いて、議案第24号 平成19年度JR法隆寺駅前南口広場整備工事請負契約の締結について、これより討論を行います。

初めに、本案を可決することに反対する議員の意見を求めます。8番、西谷議員。

○8番（西谷剛周君） 議案第24号 平成19年度JR法隆寺駅前南口広場整備工事請負契約の締結について、反対の立場から意見を述べたいと思います。

本来、駅周辺の整備は、大和郡山にしても王寺にしても、すべて都市計画決定をやって事業を行っております。それはなぜかといいますと、多額の費用を投入するわけです。

から、将来においても、必ず計画した事業が遂行されなければなりません。そのために、都市計画決定、周辺住民の皆さんの同意を得てまず都市計画決定をして、そして整備を行うわけです。

この都市計画決定をすることによってどういうメリットがあるかといいますと、土地の所有者に対し土地利用に制限がかかります。例えば、鉄筋のものが建てられないとかいうようなことがあります。そして、事業そのものを法的にちゃんと担保出来るわけです。皆さん方のわかりやすい例で言いますと、例えば法隆寺の門前があります。法隆寺門前の整備を見れば一番よくわかると思うんですが、まず52メートルの周辺の道路を参道の横につくります。それから一番奥の広場を、今、整備されております。結局、道路をつくって広場をつくる。そして、その中でどうしても協力が得られない、そういう人がおられますと、結果的には、都市計画決定を打ってますから、法に基づいて収用という形で強制的に撤去するというような形で、悲しいことではあります、少なくとも町が計画をしてきたことが最後まできちっと完遂出来る、これが都市計画事業なんです。

だから、今の法隆寺の駅の整備方法を見てますと、結局都市計画決定がされてない。されてないんやのうて、それは結局出来ない状態の中で工事を進めたということになるわけです。だから、私としては、駅へ入る道路の整備も出来ない中で駅前広場だけを整備して、仮に最終的に駅前に道路をつくらうとしたら、今つくらうとしている駅前の整備をやったところをまた手直しせないかんというような形になるわけですから、私としてはこの件については反対をさせていただきたいと思います。

以上でございます。

○議長（中川靖広君） 次に、本案を可決することに賛成する議員の意見を求めます。7番、嶋田議員。

○7番（嶋田善行君） 議案第24号 平成19年度JR法隆寺駅前南口広場整備工事請負契約の締結について、賛成の立場から意見を述べさせていただきます。

ただいま反対者がおっしゃったことは、駅周辺整備の一つの方法であり、また現在町が行っている整備の仕方も一つの方法でありましょう。例えば、登り口が複数ある登山について、この登り道でないといけない、ほかの道を行くなら登山は中止であるとするような感じを私は受けました。そのような観点からも申し述べたいと思います。

去る3月10日に、バリアフリー設備も完備された橋上駅舎、南北自由通路が完成、開通したことは大変喜ばしく、また世界文化遺産の法隆寺をはじめとする本町への観光

や公共交通の拠点とする斑鳩町の玄関口としての第一歩が動きだしたところであります。この橋上駅と自由通路を核として、南口及び北口広場の整備や、第1号から5号まで計画されているアクセス道路の完成があって初めて真に斑鳩町の玄関口となるのではないのでしょうか。

議会としましても、都市基盤整備特別委員会において種々審議を重ねてまいりました。この南口広場の整備は、広い歩道を持つ交通広場としての位置づけがなされています。既に1次整備は完了していますが、以前の駅南口に合せていた交通安全施設の改修及び段差取り付けのすり合せ等は、この2次整備により完成するものであります。すなわち、観光客や駅利用者をはじめ地域住民の方々が安心して通行利用出来るようにするための緊急性の高い工事でもあります。ぜひとも議員皆様方のご賛同をいただきまして、この南口広場の整備が早期に完成しますことを願って私の賛成意見といたします。ご清聴ありがとうございました。

○議長（中川靖広君） これをもって討論を終結いたします。

本案については賛否両論であります。よってこれより採決を行います。

原案のとおり可決することに賛成の議員の起立を求めます。

（起立する者あり）

○議長（中川靖広君） 起立多数であります。よって議案第24号については、賛成多数で可決いたされました。

続いて、議案第25号 平成19年度斑鳩町公共下水道管渠築造工事請負契約の締結についてをお諮りいたします。本案については、質疑、討論を省略し、委員長報告どおり可決することにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（中川靖広君） 異議なしと認めます。よって議案第25号については、満場一致で可決いたされました。

続いて、議案第26号 王寺周辺広域土地開発公社の解散についてをお諮りいたします。本案については、質疑、討論を省略し、委員長報告どおり可決することにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（中川靖広君） 異議なしと認めます。よって議案第26号については、満場一致で可決いたされました。

続いて、認定第1号 平成18年度斑鳩町水道事業会計決算の認定についてをお諮りいたします。本案については、質疑、討論を省略し、委員長報告どおり認定することにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(中川靖広君) 異議なしと認めます。よって認定第1号については、満場一致で認定いたされました。

続いて、陳情第1号 神南4丁目のマンション建設に関する陳情書について(その1)、陳情第2号 「アトレ王寺」分譲マンション建設に関する陳情書について、陳情第3号 神南4丁目のマンション建設に関する陳情書について(その2)については、いずれも建設水道常任委員長報告どおりであります。

ここでお諮りいたします。皆さんのお手元に配付いたしております追加日程1、議案第27号 斑鳩町(仮称)総合福祉会館機械設備工事請負契約の締結について、追加日程2、議案第28号 斑鳩町(仮称)総合福祉会館電気設備工事請負契約の締結について、追加日程3、選挙第2号 奈良県後期高齢者医療広域連合議会議員の選挙について、追加日程4、発議第6号 森林の整備、林業・林産業の振興に関する意見書についてを日程に追加し、日程の順序を変更し、先に審議することにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(中川靖広君) 異議なしと認めます。よって追加日程1、議案第27号 斑鳩町(仮称)総合福祉会館機械設備工事請負契約の締結について、追加日程2、議案第28号 斑鳩町(仮称)総合福祉会館電気設備工事請負契約の締結について、追加日程3、選挙第2号 奈良県後期高齢者医療広域連合議会議員の選挙について、追加日程4、発議第6号 森林の整備、林業・林産業の振興に関する意見書についてを日程に追加し、日程の順序を変更し、先に審議することに決しました。

追加日程1、議案第27号 斑鳩町(仮称)総合福祉会館機械設備工事請負契約の締結について、追加日程2、議案第28号 斑鳩町(仮称)総合福祉会館電気設備工事請負契約の締結についての2議案は、いずれも斑鳩町(仮称)総合福祉会館に係る工事請負契約についてであります。よって会議規則第37条の規定により、2議案を一括議題として、提出議案説明、質疑、討論までを一括して行うこととし、会議規則第39条第3項の規定により委員会付託を省略することにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長（中川靖広君） 異議なしと認めます。よって議案第27号、議案第28号の2議案については一括議題とし、委員会付託を省略いたします。

本案について理事者の提案説明を求めます。西本住民生活部長。

○住民生活部長（西本喜一君） それでは、議案第27号、議案第28号につきましてご説明をいたします。

まず、議案第27号の議案書を朗読させていただきます。

議案第27号

斑鳩町（仮称）総合福祉会館機械

設備工事請負契約の締結について

標記について、別紙のとおり請負契約を締結するため、地方自治法第96条第1項第5号の規定により、議会の議決を求めます。

平成19年6月22日提出

斑鳩町長 小城利重

2枚目をご覧いただきたいと存じます。朗読をさせていただきます。

斑鳩町（仮称）総合福祉会館機械設備工事請負契約の締結について

斑鳩町（仮称）総合福祉会館機械設備工事について、次のとおり工事請負契約を締結する。

記

1. 契約の対象

斑鳩町（仮称）総合福祉会館機械設備工事

2. 契約方法

指名競争入札

3. 契約金額

金1億8,375万円

4. 契約の相手方

所在地 大阪市北区西天満3丁目13番20号

会社名 (株)三晃空調大阪本店

代表者 常務執行役員本店長 春木雄一

5. 工 期

議会議決後342日間

続きまして、議案第28号の議案書を朗読させていただきます。

議案第28号

斑鳩町（仮称）総合福祉会館電気

設備工事請負契約の締結について

標記について、別紙のとおり請負契約を締結するため、地方自治法第96条第1項第5号の規定により、議会の議決を求めます。

平成19年6月22日提出

斑鳩町長 小城利重

2枚目をご覧いただきたいと存じます。2枚目を朗読させていただきます。

斑鳩町（仮称）総合福祉会館電気設備工事請負契約の締結について

斑鳩町（仮称）総合福祉会館電気設備工事について、次のとおり工事請負契約を締結する。

記

1. 契約の対象

斑鳩町（仮称）総合福祉会館電気設備工事

2. 契約方法

指名競争入札

3. 契約金額

金1億7,850万円

4. 契約の相手方

所在地 生駒郡斑鳩町法隆寺南2丁目5番20号

会社名 (株)太子電機

代表者 代表取締役 青木隆一

5. 工期

議会議決後342日間

この建設本体工事につきましては、6月議会の初日にご議決を賜ったところでございまして、その後機械設備及び電気工事につきましては、去る6月15日に入札を行い、落札業者とそれぞれ請負契約を締結しようとするもので、予定価格が5,000万円を超えることから、地方自治法第96条第1項第5号の規定により、本日この工事請負契約の締結について議会の議決を求めるものでございます。

以上、簡単でございますが説明を終わらせていただきます。何とぞ温かいご審議を賜りまして、原案どおりご議決を賜りますようよろしくお願いを申し上げます。

○議長（中川靖広君） 説明が終わりましたので、本案について質疑をお受けいたします。8番、西谷議員。

○8番（西谷剛周君） 今回の機械設備工事、あるいは電気設備工事というのは、建設の工事と同じように、これも以前に仮契約をされたと思うんですが、その仮契約をされた時の金額を教えてくださいのと、指名競争入札でされたということなんですが、そもそも指名競争入札をするというのは、どういう理由で指名競争入札をされるのか、それと入札の表を見てますと、8社が辞退とか、あるいは無効というのがあるんですが、この辺を解釈を教えてくださいと思います。

○議長（中川靖広君） 池田総務部長。

○総務部長（池田善紀君） 前回の契約でございます、仮契約。機械設備につきましては、1億8,375万円であります。電気につきましては、1億7,850万円でございます。

次に、指名はどのような基準かというお尋ねでございます。契約の業者を選定する場合につきましては、指名競争入札もしくは一般競争入札または随意契約とございます。本町の場合、公共下水道の場合でしたら、2億円を超える分につきましては、やはり一定の技術を要しますんで一般競争入札といたしておりますけども、それ以外につきましては指名競争入札を導入をいたしておりますので、指名競争入札をいたしております。

次に、辞退等でございます。辞退等につきましては、厚生常任委員会の方でも副町長の方からご答弁がございましたように、まずこの時期になってまいりますと、民間の工事も相当ふえております。そうした中で、ここに選んでおるのは全国的規模で工事をやっている業者ですんで、技術者が配置が出来ないという理由もございます。それと、積算をする中で、予定価格では請け負うことが出来ないという理由があります。これが主なものでございます。

次に、無効といいますのは、予定価格以上で入札をされたものにつきましては無効といたしております。

以上です。

○議長（中川靖広君） 8番、西谷議員。

○8番（西谷剛周君） 今の部長の説明の中では、結局は入札するというのは、単価をや

っぱり出来るだけ、公費を使って工事をするわけですから、価格を下げるというような目的で入札という形をとられるという考え方でいいわけですね。

○議長（中川靖広君） 池田総務部長。

○総務部長（池田善紀君） 入札をするというのは、適正な価格で適正な業者を選定するというので、そこには色んな私的な要因が加わらないように入札を執行するというのであります。

○議長（中川靖広君） よろしいですか。ほかにございませんか。ないようですので、これをもって質疑を終結いたします。

議案第27号、議案第28号の2議案については、討論の申し出があります。よってこれより討論を行います。

初めに、本案を可決することに反対の議員の意見を求めます。8番、西谷議員。

○8番（西谷剛周君） 議案第27号 斑鳩町（仮称）総合福祉会館機械設備工事請負契約の締結について、議案第28号 斑鳩町（仮称）総合福祉会館電気設備工事請負契約の締結について、反対の立場から意見を述べたいと思います。

初日の時にも、建築の請負契約で私は総合福祉会館を反対いたしました。それは、私が選挙戦の中で、色々住民皆さんの中で聞く中では、ほとんど総合福祉会館が必要やということはありませんでした。もうハコモノ行政やめてほしいと、議員の数も多いと、そんなことをずっと私は聞いてまいりました。

そこで、今回のことについてですが、実際には建築の工事につきましても、一旦2月26日に9億6,285万で仮契約をし、その契約方の大林組が不祥事があって今度村本に変わったわけですが、その時にも、実際にはその金額よりもはるかに高い9億9,015万で契約をしています。ということは、当初の100%以上の金額で町が契約をしているということになります。

それと、今回の今提案のあった機械設備工事ではありますが、10社が指名競争入札、指名して、それで入札に来て、10社のうち8社が辞退しています。そして、2社で入札をしたということです。それも、入札予定価格では1億8,585万円に対して1億8,375万円ですから、これだけを見たら98.9%の落札率ということになります。落札率というのは、例えば100万円があって、それを90万円で入札すると90%ということになるわけです。これが、一般的に、95%以上であると談合の疑いがあるというのは、これは通常の話の中なんです。ところが、実際に今確かめましたところ、当初

の金額は1億8,375万円、落札金額と一緒にですから、結果としては2月の時点での金額を考慮しますと、結局100%で入札をした。

電気設備工事においても、太子電機が、10社のうち6社が辞退して、そして残った4社のうち2社は予定価格を上回って無効であると。実質的には2社。その中で、落札金額が1億7,850万、予定価格が1億7,955万。これだけでも99.4%というような落札率なんですけど、これも以前の金額、2月に仮契約を、2月か3月かわからないんですけど、仮契約をした時の金額を今聞きますと1億7,850万ということですから、これも100%の入札率。結局は、全く、通常物を買う時、物を建てる時というのは値引きというのがある、そういう形をするんですけど、一切今のこの数字の中ではそういうことはあらわれてない。

ましてや、今、総合福祉会館の敷地を見てもろうたらわかりますが、コの字型に真ん中に田植えされた田んぼが1枚入ってます。そこまでして、結局何でそのぐらい急かないかのかということ。私自身も、実際にこういう仕事については素人なものですから、そういう建設省に元いてはった人、ゼネコンの人とか色々聞きました。中で、設計を一旦変更して、以前の金額よりも非常に高い金額で設計変更するというのはおかしいん違うかという話もありました。私自身も、実際に今計算していく中で、100%の落札率というのは、こんなんがあつてええのかなというのを非常に思います。

また、今回のことにはありませんが、エレベーターについても、3社の指名競争入札にもかかわらず2社が辞退して1社が入札して、これは一応94%という形になっているんですけど、こういう事務の流れを見ますと、非常に不可解なものを感じます。

私自身は、議員というのは、こういう町が出してくることに對して、やっぱりおかしいことはおかしいという形で、やはり監視する、あるいは監査するのが我々議員の仕事やと思います。よって、この案件については、非常に私自身納得の出来ないものでありますんで、反対とさせていただきます。よろしく願いいたします。

○議長（中川靖広君） 次に、本案を可決することに賛成の議員の意見を求めます。13番、里川議員。

○13番（里川宜志子君） 議案第27号 斑鳩町（仮称）総合福祉会館機械設備工事請負契約の締結について、並びに議案第28号 斑鳩町（仮称）総合福祉会館電気設備工事請負契約の締結について、あわせて討論を行わせていただきます。

これらにつきましては、どちらも初日に当議会が建築についての議決を行った案件に

かかわるものです。建築の契約に賛成意見を述べさせていただきましたが、さらに討論が必要ということになりましたので、この事業の計画を最初からわかっている私、再度別の角度から賛成の立場で意見を述べさせていただきます。

平成10年から整備検討委員会を設けて、関係者が委員となり、2年間に様々出てきた意見をまとめて町は答申を受け取られました。その内容についても、すべて議会に報告をされ、私たちは認めてまいりました。ただし、土地の確保には、町も大変難航し、このそもそもの計画年度、平成15年度でしたが、この計画年度に合せようとして、苦肉の策として、西里にある現副町長と元助役の土地を借りて建設をするという計画が出てきた時には、議会全体で反対をし、時間がかかっても町の土地に建物を建てるという基本原則を、議会の方から断固として申し上げた結果が、今に至っております。

建設計画そのものには、平成10年からここに至るまで議会からただの一度も反対をした経緯もなく、計画が大きくずれ込んできても、やっとここまできたことに、今後の斑鳩町の福祉・保健・子育て支援の施策に大きな期待を寄せるものです。

この間に、最も大きな事業であった、総事業費53億3,200万円のいかるがホルの町債の償還もピークを終え、本年19年度で完済となります。これらのことを考えますと、この事業がおくれたことは、幸いであったかも知りません。

また、この事業への補助金はないものの、交付税による2分の1の算入がなされることも、この事業にとってはぎりぎりのタイムリミットでのよい結果が得られたことであるというふうに考えております。

何度も申し上げますが、町民皆さんのこの建物に対する関心は、色んな意味で高くなっていると思います。より多くの皆さんに理解いただける広報と、利用される方々に喜んでいただける施設を目指した運営に特段の努力をしていただきたいと思います。また、議会としても、さらに調査研究に力を尽くし、行政と共に斑鳩町らしい特色あるものになりたいものです。

なお、この議案では、特に機械並びに電気設備の指名業者には、何の責任もないのに、仮契約まで取り消しをし、さらに同じ設計での入札が出来ず設計を変えての仕切り直しとなり、多大なご迷惑をおかけしたのではないかと推察いたします。

辞退をしたところが多く出たことにつきましても、今後の入札の課題となることとなります。副町長を先頭に、入札についてさらなる研究と改善に向けての努力をされることを期待し、私の賛成意見とさせていただきます。議員皆様の温かいご理解心よりお願

い申し上げます。ご清聴ありがとうございました。

○議長（中川靖広君） これをもって討論を終結いたします。

本案については賛否両論であります。よってこれより採決を行います。

まず、議案第27号を原案どおり可決することに賛成の議員の起立を求めます。

（起立する者あり）

○議長（中川靖広君） 起立多数であります。よって議案第27号については、賛成多数で可決いたしました。

次に、議案第28号を原案どおり可決することに賛成の議員の起立を求めます。

（起立する者あり）

○議長（中川靖広君） 起立多数であります。よって議案第28号については、賛成多数で可決いたしました。

続いて、追加日程3、選挙第2号 奈良県後期高齢者医療広域連合議会議員の選挙についてを議題とし、これより選挙を行います。

奈良県後期高齢者医療広域連合議会議員につきましては、町村議会議員から選出される議員の定数4名を超える5名の立候補がありましたので、広域連合規約に基づき各町村議会において選挙が行われることになったものであります。この選挙は、広域連合規約第8号の規定により、すべての町村議会の選挙における投票総数により当選人を決定することになっておりますので、会議規則第33条の規定に基づく当選人の報告及び当選人への告知は行いません。

そこでお諮りいたします。選挙結果の報告については、会議規則第33条の規定にかかわらず、有効投票のうち候補者の得票総数までを報告することとしたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（中川靖広君） 異議なしと認めます。よって選挙結果の報告については、会議規則第33条の規定にかかわらず、有効投票のうち候補者の得票総数までを報告することに決定いたしました。

これより投票を行います。

議場の出入口の閉鎖をいたします。

（議 場 閉 鎖）

○議長（中川靖広君） ただいまの出席議員は15名であります。

次に、立会人を指名いたします。会議規則第32条第2項の規定により立会人に、11番、飯高議員、12番、辻議員を指名いたします。両議員にはよろしくお願いいたします。

投票用紙を配付いたします。

投票は単記無記名であります。

投票用紙の配付漏れはございませんか。配付漏れなしと認めます。

投票箱を点検いたします。

(投票箱点検)

○議長(中川靖広君) 異状なしと認めます。

これより投票を行います。投票用紙に被選挙人の氏名を記載の上、1番議員から順番に投票をお願いいたします。

(投票)

○議長(中川靖広君) 投票漏れはございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(中川靖広君) 投票漏れなしと認めます。投票を終了いたします。

開票を行います。飯高議員、辻議員の立ち会いをお願いいたします。

(事務局長及び立会人 開票)

○議長(中川靖広君) 選挙の結果を報告いたします。

投票総数15票、これは先ほどの出席議員数に符号いたしております。有効投票13票、無効投票2票です。有効投票のうち、芝和也候補4票、中川義弘候補5票、宇山修候補4票。以上のおりであります。

議場の出入口の閉鎖を解きます。

(議場閉鎖を解く)

○議長(中川靖広君) ただいまの選挙結果につきましては、奈良県後期高齢者医療広域連合議会議員選挙長へ後日報告いたします。

次に、追加日程4、発議第6号 森林の整備、林業・林産業の振興に関する意見書についてを議題といたします。

提出者の説明を求めます。11番、飯高議員。

○11番(飯高昭二君) それでは、発議第6号について提案をさせていただきます。

まず、議案書を朗読いたします。

発議第6号

森林の整備、林業・林産業の振興に関する意見書について
標記について、会議規則第14条の規定により別紙のとおり提出する。

平成19年6月22日提出

議会議員

飯 高 昭 二

宮 崎 和 彦

吉 野 俊 明

紀 良 治

西 谷 剛 周

浦 野 圭 司

この意見書提出に至った経緯につきましては、先ほどの建設水道常任委員長報告の中でもご報告させていただきましたが、本要請の趣旨を理解し、建設水道常任委員会委員全員により意見書の提出をさせていただいたものです。

それでは、意見書の朗読をもって提案説明にかえさせていただきます。

森林の整備、林業・林産業の振興に関する意見書

今日の森林・林業や木材関連産業は、国産材の価格低迷が長期に続く中で、林業の採算性が悪化し、そのことが森林所有者の林業に対する意欲を失わせ、適切な森林の育成・整備が停滞し、森林の持つ多面的機能が低下している実情にある。

また、近年、自然災害が多発する中で、山地災害未然防止に向けた治山対策や森林整備等、自然環境や生活環境での「安全・安心の確保」に対する国民の期待と要請は年々増加し、森林の持つ多面的機能の発揮が一層期待されている。

さらに、地球温暖化防止の枠組みとなる京都議定書が昨年2月に発効したことに伴い、国際公約となった温室効果ガス6%削減を履行するための、森林吸収量3.9%確保対策の着実な実行も急務となっている。

よって、国会及び政府は、新たな森林・林業基本計画に基づく、多様で健全な森林の整備、国土保全の推進に向け、来年度以降の予算の拡充等必要な支援措置を講じるとともに、担い手の育成・確保及び国産材の利用拡大を軸とする林業・木材産業の再生に向けた諸施策のより一層の充実を図るよう強く要望する。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成19年6月22日

奈良県斑鳩町議会

以上のおりでございます。議員の皆様のご理解とご賛同をよろしくお願いいたします。ご清聴ありがとうございました。

○議長（中川靖広君） お諮りいたします。本案については、質疑、討論を省略し、原案どおり可決することにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（中川靖広君） 異議なしと認めます。よって発議第6号 森林の整備、林業・林産業の振興に関する意見書については、満場一致をもって可決いたされました。本意見書は、関係機関に送付いたします。

ただいまの発議第6号の可決により、要請第1号については採択されたものとみなします。

続いて、日程5、各常任委員会の閉会中の継続審査についてを議題といたします。

各常任委員長から、委員会において審査中の事件について、会議規則第75条の規定により、お手元に配付いたしております申出書のとおり、閉会中の継続審査の申し出があります。

お諮りいたします。各委員長から申し出のとおり、閉会中の継続審査とすることにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（中川靖広君） 異議なしと認めます。よって各委員長からの申し出のとおり、閉会中の継続審査とすることに決定されました。それでは、各常任委員会には、それぞれの事件における閉会中の審査についてよろしくお願いを申し上げます。

続いて、日程6、議会運営委員会の閉会中の継続審査についてを議題といたします。

議会運営委員長から、委員会において審査中の事件について、会議規則第75条の規定により、お手元に配付をいたしております申出書のとおり、閉会中の継続審査の申し出があります。

お諮りいたします。委員長から申し出のとおり、閉会中の継続審査とすることにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（中川靖広君） 異議なしと認めます。よって委員長からの申し出のとおり、閉会

中の継続審査とすることに決定されました。それでは、議会運営委員会には、閉会中の審査についてよろしくお願いを申し上げます。

以上をもちまして、本日の議事日程はすべて終了いたしました。

ここで、4番、吉野議員より、発言の申し出をお受けいたしておりますので、許可をしたいと思います。4番、吉野議員。

○4番（吉野俊明君） 議長の許可を得ましたので、去る6月13日の私の一般質問の中で訂正させていただきたい語句がございますので、発言させていただきます。

私の一般質問の際、法隆寺の参道について意見を述べさせていただきました。その中で、「白人さんでも」という表現を用いましたが、これは誤解を招くかもしれない発言でありましたので、この部分を「皆さん」に訂正させていただきたいと思います。

以上です。

○議長（中川靖広君） ただいま4番、吉野議員から、6月13日の一般質問における発言について訂正の申し出がありましたので、これを許可することといたします。

それでは、閉会に先立ちまして町長のあいさつをお受けいたします。小城町長。

○町長（小城利重君） 平成19年第3回町議会定例会の閉会に当たり一言ごあいさつを申し上げます。

去る6月4日に本議会を招集し、19議案を提出させていただきました。また、本日、議会初日に議決をいただきました斑鳩町（仮称）総合福祉会館建築工事請負契約の締結について関連いたします機械設備、電気設備工事の請負契約の締結についての追加議案2議案につきましても、終始ご熱心にご審議をいただき、いずれの議案につきましても原案どおりご承認を賜りまして、心より深く感謝を申し上げますと共に厚くお礼を申し上げます。それぞれの議案や一般質問の中で議員皆様方から賜りました貴重なご意見に対しましては、その内容を十分理解、認識し、私をはじめとして職員一丸となって行政運営に反映させるよう努力してまいりたいと考えております。

平成19年度の諸事業、諸施策の展開に当たっては、計画の目的に沿って鋭意努力を行い進めているところであります。いろいろと難しい課題もありますが、精いっぱい努力してまいり所存でありますので、議員皆様方には、今後ともより一層の温かいご支援とご協力を賜りますようお願い申し上げます。

梅雨も最中となり、ますます暑さが増してくる季節となりましたが、議員皆様方におかれましては、くれぐれもお体にご自愛をいただきますようお願い申し上げます。閉

会のごあいさつとさせていただきます。どうもありがとうございました。

○議長（中川靖広君） これをもって、平成19年第3回斑鳩町議会定例会を閉会いたします。どうもありがとうございました。

（午前11時15分 閉会）